令和2年　6月3日

宝塚市内居宅介護支援事業所　管理者様

宝塚市内地域包括支援センター　管理者様

宝塚市介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援事業所の人員基準等の臨時的な

取扱い第11報（介護保険最新情報836）の問5の取り扱いについて

すでに複数事業所様よりお問い合わせいただいております標記の取扱いについて、各保険者間での取り扱いに差異が生じる恐れがあるため兵庫県阪神北県民局に確認をし、この度阪神北県民局が確認した厚生労働省の見解が示されたことから、下記の通り統一させていただきます。確認の程よろしくお願いいたします。

【令和2年5月25日　介護保険最新情報Vol.836　引用】

問5　今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

（答）

　事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

　なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

　また、今般の取り扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取り扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

以下、【厚生労働省老健局振興課回答】

（令和2年5月29日　阪神北県民局監査指導課確認内容）

問1：本取り扱いの適用期間はいつからでしょうか。

回答：**5月実績分以降の適用**となる。

問2：介護予防支援についても、同様の取り扱いが可能でしょうか。

回答：可能である。

問3：「新型コロナウイルス感染症の影響により」とは、利用している事業所が休業

（休止）した場合に限るでしょうか。

回答：休業（休止）している場合に限らず、利用者が自主的に利用を控えた場合も

含む。ただし、居宅介護支援事業所において、新型コロナウイルス感染症の

影響で利用を控えたことの検証資料を整備する必要がある。

　　　　　　　　　　　　　　　　　（厚生労働省老健局振興課回答）

なお、『必要なケアマネジメント業務』とは、アセスメントからサービス担当者会議、プランの交付、モニタリング評価までの一連のケアマネジメントプロセスのこととみなします。また、各プロセスにおいての具体的な取り扱いについてはコロナウイルス感染拡大防止の観点から出されている一連の厚生労働省通知のとおりとします。

≪参考≫

【国保中央会からの請求に関する照会の回答】

Q1　居宅介護支援費の請求に際しては、給付管理票の提出は必要か。

A1　給付管理票の提出は必要です。

Q2　給付管理票には、当初予定していた内容で提出するのか。

A2　給付管理票を請求する場合、実績がなかったことを理由に給付計画単位数を「0単位」とした場合、エラーとなります。当初予定されていたサービスの内容及び単位数を記載ください。

　ただし、サービス事業所が、実際にサービスを行っていないにも関わらず、誤って請求した場合、正当となります。

Q3　地域包括支援センターと記載はありませんが、「介護予防支援費」及び「介護予防ケアマネジメント費」も適用となるのか。

A3　厚生労働省より市町判断となると確認しています。（注：宝塚市は適用とする）

Q4　対象期間はいつからいつまでとなりますか。

A4　令和2年5月サービス以降分が対象となります。現時点で、終了時期は未定です。

担当：兵庫県国民健康保険団体連合会　介護福祉課介護保険係

電話：078-332-5618

以上

宝塚市役所介護保険課

給付担当：７７－２１３６